

改正

昭和53年12月13日規則第15号
 昭和62年8月14日規則第8号
 平成3年6月13日規則第8号
 平成14年4月1日規則第10号
 平成19年3月23日規則第6号
 平成27年4月1日規則第9号の4
 令和2年3月27日規則第17号

水俣市庁舎等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、庁舎等の保全及び秩序の維持を図りもって公務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「庁舎等」とは、市において公用に供する建物（以下「庁舎」という。）及び工作物並びにそれらの敷地で、市長の管理に属するものをいう。

(庁舎等管理者及び室管理者)

第3条 庁舎等を管理するため、次の表に掲げる庁舎等管理者及び室管理者を置く。

	区分	庁舎等管理者	室管理者
本庁	本庁の庁舎等（議会並びに水道事業及び公共下水道事業の用に供する庁舎等を除く。）	副市長	市長部局、各種委員会及び委員事務局の各課長（課長相当の職務を行う者を含む。）
	議会の用に供する建物	議会事務局長	議長が指定する職にある者
出先機関	支所等の庁舎等	当該出先機関の長	当該庁舎等管理者が指定する職にある者

2 庁舎等管理者又は室管理者に事故があるときは、あらかじめ庁舎等管理者又は室管理者の指定する職員がその職務を行う。

(庁舎等管理者の職務)

第4条 庁舎等管理者は、その所管に係る庁舎等の保全及び秩序の維持に努めるものとする。ただし、各種委員会及び委員事務局の使用する庁舎の保全及び秩序の維持に関しては、それぞれ委員会事務局等の長が庁舎等管理者と協議してその職務を行うものとする。

(室管理者の職務)

第5条 室管理者は、庁舎等管理者（前条ただし書の規定に基づきその職務を行う者を含む。以下同じ。）の指揮を受け、その所管に属する事務室その他の室、廊下、テラス、ロビー等の保全及び秩序の維持に努めるものとする。

(職員の協力義務)

第6条 職員は、常に庁舎の保全及び秩序の維持に努めるとともに庁舎等管理者及び室管理者がこの規則に基づいて必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(禁止行為)

第7条 何人も庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 廊下、倉庫、物置、昇降機、車庫等（喫煙施設のあるところを除く。）及び爆発又は引火のおそれのある物件の付近で喫煙し又は火気を取り扱うこと。
- (2) 正当な理由なく爆発性及び引火性物質、劇毒物、凶器等の危険物を持ち込むこと。
- (3) 庁舎等又は物件をき損し若しくは庁舎の美観をそこなう行為をすること。

- (4) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (5) 通行の妨害をすること。
- (6) 所定の場所以外に車両その他の物件を放置すること。
- (7) じんかい等を所定の場所以外に捨てること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか庁舎の秩序を乱し、又は公務の執行を阻害する行為をすること。
(庁舎等に入ることの制限等)

第8条 庁舎等管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、庁舎等に入ることを制限し、又は禁止し、若しくは必要に応じ退去を命じ若しくはその物件の撤去又は庁舎等から搬出することを命ずることができる。

- (1) 旗、のぼり、プラカード等を持つ者
 - (2) 正当な理由がなくて、ぼう、さお、凶器又は身体若しくは庁舎等に危害をおよぼすおそれがある物品を持つ者
 - (3) 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をおよぼし、若しくは庁舎の施設又は設備を破損するおそれがある者
 - (4) 面会を強要し、又は強談威迫の行為をする者
 - (5) 退庁時刻を過ぎて急迫の事情がなく長居をする者
 - (6) 庁舎等において拡声器を使用し、放歌高唱し、その他庁舎等の静穏を害する行為をしている者
 - (7) この規則又はこの規則に基づく命令、他の同様な主旨の規定若しくはその定めに基づく命令又は関係職員の指示に従わない者
- 2 前項の規定により物件の撤去又は搬出を命ぜられた者が、その命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は緊急の必要があると認めるときは、管理者は、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

(許可を要する行為)

第9条 庁舎等で次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎等管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する行為
- (2) 寄附の募集又は保険等の勧誘
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) ビラ、ポスターその他文書図画の掲示
- (5) 広告物、看板、立札等の掲示又は設置
- (6) 公務以外の目的による室その他の設備の使用
- (7) 工作物その他設備の設置
- (8) 多数集合し庁舎等に入る行為

(不許可の基準)

第10条 庁舎等管理者は、次の各号に該当する場合は、前条により許可の申請があっても適当でないと認めるときは許可しない。

- (1) 公務の運営に支障があるとき。
- (2) 美観を損い、又は汚損の度が普通よりも高いとき。
- (3) 衛生上又は風紀上好ましくないとき。
- (4) 集会、集合の人を対象とした行商その他これに類する行為と認められるとき。
- (5) 設備の除去に広い場所を占め、又は盛土、排土等著しく原状を変える前条第1項第5号又は第7号に該当するとき。
- (6) 宗教、政党等特定の団体の集会集合に使用するとき。

(許可の条件)

第11条 庁舎等管理者は、必要があると認めるときは条件を付けて許可することができる。

(許可の取消し)

第12条 庁舎等管理者は、許可した後において許可の申請と事実と相違しているとき又は第10条(不許可の基準)に定める事項に該当するに至ったと認めるときは、いつでもその許可を取り消すことができる。

(行為を終わった後の責務)

第13条 第9条(許可を要する行為)に定める行為をする者は、危険の防止に努め、みだりに汚損しないように注意し、その行為が終ったときは直ちに正しい形(原状)に復帰させ、清掃し、又は会議室等においては窓を閉めドアに施錠しておかなければならない。

(規則に反する者の措置)

第14条 庁舎等管理者及び室管理者は、庁舎等において第7条(禁止行為)及び第9条(許可を要する行為)の定め反する者を認めるときは、ほん意を促し、又は必要があるときは、制限、禁止又は退去を命ずることもありうる旨を告げる等、臨機の処置をとるとともに上司に報告しなければならない。

2 庁舎等管理者及び室管理者は、その所管の室で前項の責務にあたるほか、上司の指揮監督を受け、その他の場所においても同様とする。

(火災の予防)

第15条 火災の予防に関しては、市長が別に定める。

(退庁時の注意)

第16条 職員は、退庁の際、所管の室の照明及び火気を確実に消すとともに窓及びドアを施錠しなければならない。

(盗難の届出)

第17条 盗難にあったときは、室管理者は、直ちにその品名、数量、金額、保管状況を記載した書面で、庁舎等管理者を経由して市長に報告しなければならない。

2 盗難が当直勤務時間にわたっているときは、当直者において必要な処置をとるとともに、その経過を書面で庁舎等管理者を経由して市長に速やかに報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月13日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年8月14日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年6月13日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第9号の4)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日規則第17号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。